

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																			
専門学校中央医療健康 大学校	平成21年3月25日	鈴木 啓之	〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金6-7-15 (電話) 03-6734-2939																			
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																			
学校法人鈴木学園	昭和43年11月9日	鈴木 啓之	〒411-0036 静岡県三島市一番町15-35 (電話) 055-971-1833																			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																		
医療	医療専門課程	歯科衛生学科	平成6年文部科学省告示第 84号																			
学科の目的	教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、学校教育法(昭和22年法律第26号)に従い、次に掲げる事項を行うとともに、教養の向上と人格の 陶冶を図るため、組織的な教育を行う。 (1)歯科衛生士法(昭和23年7月30日法律第204号)に基づく歯科衛生士の養成に必要な科学的知識・技能の教授																					
認定年月日	平成27年2月27日																					
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技																
3	3230	1025	750	1455	0	0																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																	
105	101人	0	5	39人	44人																	
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、レポート、授業参加度などによる総合評価で、60点以上を合格とする。																		
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:8月上旬～8月下旬 ■冬季:12月下旬～1月上旬 ■学年末:3月中旬～3月末日		卒業・進級 条件	・履修時間を満たしている。 ・各科目の成績評価が全て合格であること。 ・当該年度までの学費及び受験料がすべて納入されていること。																		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個人面談、保護者面談、スクールカウンセラーによる面談、教員の外部機関メンタルヘルス研修、個別対応指導 等		課外活動	■課外活動の種類 健康講習会 等 ■サークル活動: 有																		
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(令和元年度卒業生) 歯科医院・総合病院口腔外科 校内就職ガイダンス、地域歯科医師会共催ガイダンスへの参加 校内において、履歴書の書き方、面接の指導 ■卒業生数 32 人 ■就職希望者数 31 人 ■就職者数 31 人 ■就職率 : 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 97 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和 元年度卒業生に関する 令和2年7月31日 時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和2年7月31日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>②</td> <td>33人</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 特になし			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士	②	33人	33人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																			
歯科衛生士	②	33人	33人																			
中途退学 の現状	■中途退学者 0名 ■中退率 0% 令和2年4月1日時点において、在学者101名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和2年7月31日時点において、在学者101名 ■中途退学の原因 ■中退防止・中退支援のための取組 個人面談、保護者面談、スクールカウンセラーによる面談、教員の外部機関メンタルヘルス研修、 個別対応指導。進路変更を希望する場合は、面談実施の上、変更先の情報収集と、情報の提供をする 等																					
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																					
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																					
当該学科の ホームページ URL	学科ホームページ https://www.suzuki.ac.jp/chuoiryo/dental/ 学園ホームページ http://www.suzuki.ac.jp																					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ・教育課程編成委員会を通して、出た意見を出来る限りその年度の授業に反映していく。
- また、学科内で情報を共有し適宜カリキュラムの見直しを行う。
- ・授業外で企業と連携した特別講義を実施するなど、常に新しい知識と技術が習得できる時間を確保する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- ・教育課程編成委員会は、各学科に配置し、学科の教育内容について意見を交換し、または協力して、教育の質の向上に努める。
- ・各学科の教育課程編成委員会で検討された内容は、本部に報告される。
- ・専攻分野を越えて活用が可能な企業連携の在り方は、学園全体で情報の共有を図り、また協議して、教育の質の向上に努めるため、学校には教育検討会を設置する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年度

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
土谷 尚之	一般社団法人 静岡市清水歯科医師会	令和2年4月1日～令和3年3月31日	①
矢部 高子	静岡県在宅歯科医療推進室	令和2年4月1日～令和3年3月31日	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

- ・教育課程編成委員会は年2回、前期・後期に1回ずつ開催する
- ・委員長が必要を認めるときは、臨時委員会の開催ができる。

(開催日時(実績))

平成30年度第1回 平成30年9月20日 16:30～17:30

平成30年度第2回 平成31年3月14日 17:00～18:00

令和元年度第1回 令和元年7月11日 16:00～18:00

令和2年度第1回 令和2年7月30日 16:00～18:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

<意見>

- ①社会ニーズに合わせた教育としてカリキュラムの見直し
- ②教育におけるSNS、動画コンテンツの活用はさらに求められる
- ③卒後の研修が重要であること
- ④臨床実習での歯科衛生士の指導力が均一でない。指導力をあげてもらうことが必要
- ⑤就職に対する学生指導はどうなっているか

<活用状況>

- ①カリキュラム改定には来年度より本格的に取り組み、全体として教育の質を落とさず時間数、時期の見直しを検討整理していく。
- ②コロナ禍において遠隔授業を実施し今後に活かしていく。また、学生に情報の精査、正しい情報の発信する力をつけていく。
- ③3年間で歯技術習得は難しい。卒後研修の場として、歯科衛生士会への入会を勧める。
- ④臨床実習指導者会議にて指導歯科衛生士の研修を実施

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 ・学内で学ぶことができない歯科臨床の実際及び歯科衛生士業務の実際等を、実習指導者の指導の下、実習体験を通し歯科衛生士業務の知識技術および態度についての学びを深める。
 ・臨地実習前には、臨床実習指導者会議を開催し、実習指導歯科医師・歯科衛生士に出席してもらう。学生の動向、各実習目的と内容、評価方法、実習の課題等について話し合う。
 ・実習施設・事業等において、実習期間中に実習指導者及び管理者、教員、学生の3者で、臨地実習の進捗状況と課題提出、実習項目内容、および実習における態度意欲について話し合う。
 ・臨地実習の施設における実習では、担当利用者を担当し、一連のケアを実施し、学生個人の課題解決に向けて、考える場を持つ。
 ・就職に向けて、実習施設・事業所等と情報共有し、就職指導につなげる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 ・臨床に必要な知識と技術および態度の習得
 ・臨床に必要な知識と技術および態度の習得状況の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地実習Ⅰ	・歯科医院における見学実習を行い、歯科治療の流れ、歯科衛生士の役割の概要を学ぶ ・地域歯科保健活動(歯と口の健康週間行事)に参加し、地域における歯科保健活動を学び、多職種との協働を学ぶ	登録歯科医院 静岡・清水・焼津・藤枝・島田歯科医師会
臨地実習Ⅱ	・歯科医院における診療の流れを理解し、各診療の介助の実践を通して歯科臨床を学び、歯科衛生士業務の基本動作および態度を修得する。 ・地域歯科保健活動(歯と口の健康週間行事、学校歯科衛生活動、障害者施設歯科衛生活動)を通じて歯科衛生支援を行う	登録歯科医院 静岡・清水・焼津・藤枝・島田歯科医師会 静岡県歯科衛生士会 登録社会福祉法人、静岡市 等
臨地実習Ⅲ	・学校内で習得した知識や技術について、歯科医院及び地域保健の現場で実践し歯科衛生士業務の知識及び技術を修得する ・地域歯科保健活動(高齢者施設歯科衛生活動)を通じて歯科衛生支援を行う	登録歯科医院 静岡・清水・焼津・藤枝・島田歯科医師会 静岡県歯科衛生士会 登録社会福祉法人、静岡市 等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 学校法人鈴木学園教職員の研修実施要綱において、教職員は、団体・組織等との連携のもと、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能の修得・向上並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を図ることを目的として研修機会を確保し、計画的に受講し、研修後は学内での情報共有を図るとともにその成果を教育内容・教育方法に反映する。

(2) 研修等の実績
 ① 専攻分野における実務に関する研修等
 ・令和元年度歯科衛生学会
 期間: 令和元年9月14日(土)～15日(日)

②指導力の修得・向上のための研修等

・令和元年度東海地区歯科衛生士教育協議会(連携企業等: 東海地区歯科衛生士教育協議会)期間: 令和元年6月29日(土) 対象: 東海地区歯科衛生士養成所専任教員(連携企業等: 静岡市、静岡市静岡歯科医師会)

・歯科衛生教育を考えるセミナー(連携企業等: 歯科衛生教育を考える会)
期間: 令和元年8月1日、2日 対象: 全国歯科衛生士養成所教員

・令和元年度歯科衛生士選任教員講習会Ⅱ(連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
期間: 令和元年8月5日(月)～8月9日(金) 対象: 全国歯科衛生士養成所専任教員

・令和元年度歯科衛生士選任教員講習会Ⅳ(連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
期間: 令和元年8月19日(月)～23日(金) 対象: 全国歯科衛生士養成所専任教員

・令和元年度歯科衛生士教育学会 (連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
期間: 令和元年12月7日(土)～8日(日) 対象: 全国歯科衛生士養成所専任教員

・災害時歯科保健講習会 (連携企業等: 静岡市、静岡市静岡歯科医師会)
期間: 令和元年10月27日(水) 対象: 静岡市内歯科医師・歯科衛生士他

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

日本歯科衛生学会第14回 (連携企業等: 日本歯科衛生士会)
 期間: 令和2年9月14日(土)・15日(日) 誌上開催

② 指導力の修得・向上のための研修等

・令和2年度東海地区歯科衛生士教育協議会 (連携企業等: 東海地区歯科衛生士教育協議会)
 期間: 令和2年6月27日(土) 対象: 東海地区歯科衛生士養成所専任教員
 場所: 愛知県歯科医師会館 中止

・新任教員研修会(公益社団法人 静岡県職業教育振興会主催)令和2年7月30日～8月4日

・歯科衛生教育を考えるセミナー (連携企業等: 歯科衛生教育を考える会)
 期間: 令和2年8月 対象: 全国歯科衛生士養成所教員 中止

・令和2年度歯科衛生士選任教員講習会Ⅰ(連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
 期間: 令和2年8月5日(月)～8月9日(金) 対象: 全国歯科衛生士養成所専任教員 中止

・令和2年度歯科衛生士選任教員講習会Ⅲ(連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
 期間: 令和1年8月24日(月)～28日(金) 対象: 全国歯科衛生士養成所専任教員 中止

・日本歯科衛生教育学会・学術大会 (連携企業等: 日本歯科衛生士教育学会)
 期間: 令和2年12月8日(土)、12月9日(日) 対象: 全国歯科衛生士教員、他 オンライン開催

・鈴木学園教員研修(夏季) 中止
 ・鈴木学園教員研修(春季) 3月

・鈴木学園三島校歯科衛生学科合同研修会 8月中止

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。

(1) 学校関係者評価の基本方針

【評価の方針】学生による学校、教員評価の結果と教職員による学校評価の結果、及び年間計画やカリキュラム、国家試験合格率、就職実績等の資料を基に当該年度の教育活動、前年度の結果を4. (2)にある項目ごとに評価する。評価に当たっては以下の点が守られていること。

- ・自己評価に対する評価を基本とし、改善方策・評価項目・重点目標、学校運営の改善取組み等について言及されていること。
- ・自己評価の評価結果に対して、評価項目ごと学校関係者評価結果が付された相対的な記載となっていること。
- ・学校関係者評価委員会が、主体的・能動的な評価活動が行っていること。

【改善等への活用方針】

- ・改善案は評価項目毎の評価を基に、学校関係者評価委員に改善の方針をできるだけ委員会内で示す
- ・学校関係者評価委員会の評価を参考に具体的な活用方法については学校内で別途検討する。
- ・改善した内容に関しては、職業実践専門課程様式4に基づいて毎年公開する

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生生活支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の受入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

①業務の効率化について

- ・学科会を定期的実施しBSCの振り返りを行う。
- ・事前に議題を共有し時間の効率化を図る。
- ・業務内容を精査し、「実施すべきこと」「実施しなくて良いこと」を明確化し時間内に終わる計画にする。

②教育活動について

三島校とは姉妹校であるため、今後も共通認識を増やし、より高めあっていく。

③就職率、退学率について

高評価であり継続していく。

④教育環境について

- ・実習を効率的に進められる様に器材の数などを見直す。
- ・歯科衛生士養成所ガイドラインの改正も視野に入れ将来を見据えた準備を進めていく。

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
今村陽一郎	今村歯科医院	令和2年4月1日～令和3年3月31日	企業等委員
秋次雅代	専門学校中央医療健康大専校 歯科衛生学科5期生秋次夏帆保護者	令和2年4月1日～令和3年3月31日	PTA
根木規予子	中央歯科衛生士調理製菓専門学校	令和2年4月1日～令和3年3月31日	他校教員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

<https://www.suzuki.ac.jp/about/disclosure/>

公開時期: 令和元年6月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況」

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ・本校関係者の理解を深めるとともに、連携や協力を推進するために教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校名・所在地・連絡先 (情報公開資料内、入学募集要項表紙)
(2) 各学科等の教育	理念・教育方針・カリキュラム (情報公開資料内)
(3) 教職員	教職員一覧(氏名、役職) (情報公開資料内、事業計画書)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職実績・キャリア教育 (情報公開資料内)
(5) 様々な教育活動・教育環境	事業計画書(教育目標・教育計画含む)・事業実績書 (情報公開資料内)
(6) 学生の生活支援	学生支援の取り組み状況 (事業計画書内)
(7) 学生納付金・修学支援	募集要項 (情報公開資料内、入学募集要項)
(8) 学校の財務	貸借対照表 収支計算書 (情報公開資料内)
(9) 学校評価	学校関係者評価 (学校関係者公開資料)
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: 学科ホームページ <https://www.suzuki.ac.jp/chuoiryo/dental/> 学園ホームページ <http://www.suzuki.ac.jp>

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			生命現象の科学	生体の構造を知るために、細胞の構造、働きおよび生命現象に関する基本的知識を修得する。	1・前	30	2	○			○			○	
○			基礎英語	英語の基礎を見直し基本的知識と技術を取得し「読む」「書く」「話す」を身につける。	1・前	30	1	○			○			○	
○			情報と社会	情報の特性を理解し、情報の享受に効果的なコンピューターの利用法について理解し、必要な情報を有効活用できるように、インターネットを利用した情報の収集、開示に関する基本的な知識、技能及び態度を修得する。また、情報と社会のかかわりについて、情報収集を行いまとめて発表できるよう、プレゼンテーションの基本的知識、技術、態度を修得する	1・後	30	2	○			○			○	
○			コミュニケーション論	患者や人とのかかわりの中で、信頼関係を築き、患者に寄り添う支援ができるために必要なコミュニケーションの考え方や心構えを身につけそのスキルを修得する。	1・前	30	2	○			○			○	
○			保健医療と行動科学	行動科学的発想とは何かを、不安や痛み、心身相関などの問題や患者のセルフケアの問題を考えることを通して学ぶ。同時に、行動科学的発想が臨床に必要な理由を理解し、患者の訴えを機能分析できるようになる。行動の原理について深く考え、患者の持つさまざまな問題に対する適切な指導方針を立てることを目指す。	1・後	30	2	○			○			○	
○			人体の構造と機能	人体の構造と機能、また組織・発生について概要を理解する。	1・前	45	3	○			○			○	
○			歯と口腔の構造と機能	口腔とその周囲組織の構造と機能について理解する	1・後	45	3	○			○			○	
○			栄養と代謝(生化学・口腔生化学)	・ 歯科衛生士に必要な栄養の知識を学ぶ。 ・ 口腔健康維持に必要な栄養指導が行える知識を習得する。 ・ 食、健康、社会への意識を高め、自身や家族の健康づくりにつなげる。 生命現象を分子レベルの化学反応として理解し、生命体に必要な栄養素の摂取と働きから、健康の維持の増進を考える態度を養う	1・後	20	1	○			○			○	
○			栄養と食生活	歯科衛生士に必要な栄養の知識を学ぶ。食・健康・社会への意識を高め、自身や家族の健康づくりにつなげる。	1・前	30	2	○			○			○	

○		歯科診療補助Ⅲ	高度歯科医療に対応するために、専門的な歯科神慮のの補助に関する基礎知識、基礎技術および態度を身につける。なお歯科医療における医療管理、災害時歯科医療における歯科衛生士の役割を学ぶ	3・通	90	3		○												
	○	卒業研究Ⅱ	歯科衛生士業務または歯科衛生に関わる事象について各自の疑問や興味を持つ事柄において、テーマを選択し、計画立案に基づいて研究を実施し、その結果をまとめることにより、科学的思考や問題解決の能力を養う。	3・通	90	3			○											
○		歯科衛生過程Ⅱ	人々のニーズに合った歯科衛生支援を行うために、論理的に思考し、問題発見および解決できる知識技術を習得するための実践を学ぶ。	3・前	45	1		△	○											
○		歯科予防管理法	歯科疾患を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識・技術および態度を修得する。 1) う蝕・歯周疾患予簿のため歯科疾患のリスク判定とそれに応じた予防法についての知識・後術を学ぶ 2) 歯科疾患予防管理の知識の整理と復習及び臨床ケースに対する応用法を学ぶ	3・後	60	2	△	○												
○		臨床実習Ⅰ	・ 歯科医院における見学実習を行い、歯科治療の流れ、歯科衛生士の役割を概要を学ぶ ・ 地域歯科保健活動（歯と口の健康週間行事）に参加し、地域における歯科保健活動を学び、多職種との協働を学ぶ	1・通					○											○
○		臨床実習Ⅱ	・ 歯科医院における診療の流れを理解し、各診療の介助を実践し、歯科臨床を学び、歯科衛生士業務の基本動作および態度を修得する。 ・ 地域歯科保健活動（歯と口の健康週間行事、学校歯科衛生活動、障害者施設歯科衛生活動）を通じて歯科衛生支援	2・通					○											○
○		臨床実習Ⅲ	・ 学校内で習得した知識や技術について、歯科医院及び地域保健の現場で実践し歯科衛生士業務の知識及び技術を修得する ・ 地域歯科保健活動（高齢者歯科衛生活動）を通じて歯科衛生支援	3・通					○											○
合計					56	科目	3,230 単位時間(112単位)													

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。